

第 34 回社会福祉士国試講評

■第 34 回の特徴

ポイントになるのは「残り 2 択まで絞れる問題の正答率」です。今回は、残り 2 択まで絞れると思われる問題が、前回よりもかなり多かったと思われます。

例えば以下のような問題

問題 18

問題 42

問題 87 …等

なお、受験生が過去問や参考書等で勉強して比較的点数を取りやすい分野の問題は、

援助技術(事例など) > 用語 > 人名・歴史 > 統計 > 法律

という順番になるのではないかと思われますが、今回は残り 2 択まで絞れる問題の中に「用語問題」の比率が高かったため、比較的点数を取りやすかったのではないかと思われます。

また難易度を調整したと思われる新問題については、以下のとおりです。前回よりも圧倒的に多かったと思われますが、難易度自体は比較的高い問題ではなかったため、落ち着いて考えられた受験生も多かったのではないか、と予想されます。時事的な問題が多いため、ニュースや厚生労働白書等は押さえておく必要があります。

問題 6 DSM-5 ※DSM 頻出だが物質関連障害及び嗜癖性障害群

問題 27 ダブルケア/保活/8050 問題 ※介護福祉士ではヤングケアラーが出題

問題 31 教育政策

問題 72 災害拠点病院

問題 74 患者の治療方針の決定

■科目別の特徴

・共通科目

人体は、「疾病と障害の概要」からの出題が 4 問というのが特徴的でした。着目するポイントとしては問題 6 の DSM-5 について、これまで障害の症状を問う問題を中心でしたが、今年は新しい傾向として、障害の分類が問われました。

心理学理論では用語について、正しい事例を問う問題が多く見られ、実践に即した良問であったと思われます。このような問題は、薄い理解では解けません。幸い比較的に何度も出題されている用語でしたので、その意味をしっかり理解しておくことで得点源となる問題でした。

社会理論は比較的に高得点が取れたのではないかと思われます。今年も、用語が堅苦し

くて苦手な受験生の多い、海外の社会学者の理論や概念についての出題があり、初出の人物も登場しましたが、比較的難易度が低い問題が多かったように見受けました。

現代社会は、毎回新しい統計や報告書が出題され、全体的には難易度が高めのように見えますが、今回は比較的簡単な人物問題にはじまり、問題 27 の新しい用語の理解を問う問題や、問題 28 の国際条約として個別の条文に規定されるに至っていないものを問う問題など、資格を取った後でも、社会的に共通理解として把握しているべき内容の良問が出題されていたと言えます。特にダブルケア、保活、8050 問題などは、社会問題に意識を向けると決して他人事ではないということで、今回の試験で正解でも不正解でも、しっかりと覚えておきたい用語です。

地域福祉理論では、今年の試験で一番注目されていた福祉の基本法ともいるべき社会福祉法からの出題が目立ちましたが、得点源になるような基本的な問題でしたので、条文にしっかりと目を通していくれば解ける問題でした。問題 39 の調査方法については科目を越えて横断的学习の重要性が問われました。

福祉行財政、社会保障、障害者、低所得者も、条文に基づく基本的な問題が多かったことで比較的点を取りやすかったのではないかと予想されます。**福祉行財政**は昨年度の問題構成が福祉行財政に偏っていたために、今年は福祉計画の試験対策を入念に行った受験生も多かったと思います。蓋を開けてみると昨年と同様、福祉行財政から 5 問、福祉計画から 2 問という構成でした。現役生が苦手とする**社会保障**も今回は基本知識を問う問題が多かったと思われますが、この傾向が続くとは断言できませんので、年金や保険制度の理解は重要なポイントとなります。**障害者**では、第 27 回で出題されていますが、最近は出ていなかった新しい出題傾向として「障害者優先調達推進法」からの問題がありましたが、こちらは「障害者雇用促進法」の基本的な学習ができていれば他の選択肢が削除できる問題でした。

保健医療サービスでは、問題 74 の治療方針の決定は用語の理解と同時に関連専門職との共通言語として、必要不可欠な知識として良問でした。

権利擁護は、問題 77 の行政行為の効力に関する問題は、速報において各社大きく割れた問題となりましたが、「行政庁は税の滞納処分は判決を得なくても強制執行をすることができる」であれば 100% 正解になりますが、「税の滞納処分など」と記されているため、完全に正解とは言い切れない選択肢となったことで、国試結果が待たれる問題となりました。同問題以外は成年後見制度に関する基本的な問題からの出題でした。

・専門科目

社会調査は基本的な問題が多かった一方で、久しぶりに事例問題となった問題 88 は正しい集計結果を出す応用問題でした。また問題 87 は最後の 2 択(選択肢 4 及び 5)で迷っ

た方も多かったのではないかと思われます。

相談援助の基盤と専門職では、問題 91 で各資格の共通責務が出題されましたが、3 資格の条文構成の把握、つまりその違いを把握していた受験生（特に合格教科書）にはサービス問題でした。また、定番の人物問題（問題 92）では、基本的な理論の違いを問う問題と、問題 94 のように初出の人物も出題され、バランスのとれた問題構成でした。第 34 回全体を通して、用語の理解が問われましたが、問題 95 も事例でありながら、ミクロ（個人、家族）レベル、メゾ（集団、地域）レベル、マクロ（行政、国）レベルのソーシャルワークとは何か、用語の意味の理解で解けた問題となりました。

相談援助の理論と方法は、相談援助の担う社会福祉士にとって重要な科目ですが、21 問と最大問題数のため、時間配分に注意しながら悩まずに解いていくことが求められます。比較的基本的な問題が多く見られ、人物問題にはじまり（問題 99、100）、面接技法（問題 108）やグループワーク（問題 111、112）、バイスティック（問題 116）など、難易度は全体的に例年通りでした。

福祉サービスの組織と経営は、NPO 法人からはじまり、社会福祉法人の財務管理、リスクマネジメントや人材マネジメントなど他の科目同様に基本的な問題であったため、過去問学習で解けた難易度であり、以前のように難易度高めの人物問題はすっかり影を潜めたように思います。特に問題 120 の組織理論は合格教科書の整理内容をしっかり押さえていた人は軽く解けたのではないかと思われます。

高齢者に対する支援では、問題 130 の終末期ケアは、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）が出題されましたが、第 31 回でも出題されているため、過去 3 年分の過去問学習がしっかりとできていれば消去法で解答できたと思われます。今回、事例問題は 4 問出題されました。介護、医療、制度等を問うバランスのとれた事例問題であったことから、長文傾向にあることで時間配分が難しい反面、事例問題に慣れていれば落ち着いて臨むことで解けた問題でした。問題 135 のバリアフリー法については同法律に関わらず、法改正内容の把握は必須事項であることを改めて認識しました。

児童や家庭に対する支援では、まず問題 137 のような児童福祉法に定められた事業等のサービス内容は必須であること、さらに問題 138 のように頻出の児童虐待相談件数は、最低でも過去 3 年間の状況は確認しておくことが必要となります。なお、問題 142 の一時保護の問題ですが、条文にも記載がなく、一時保護というワードは過去にも出題はされているものの、今回のようなガイドラン等に示されている内容まで問われるとなると、どこまで学習しておけばいいのか、悩むところではありますが、この問題は難しかったと思われますので、過去問題集を学習する際の周辺知識や参考書に記載の内容は最低限覚えておくことに変わりはありません。

就労支援サービスは、問題 144 で障害者の科目からの横断的な知識が求められました。就労支援は障害者の雇用や就労に関する知識とセットで覚えましょう。問題 145 の求職者支援法は第 29 回で出題されてからここ数年出題がありませんでしたが、雇用保険の被保

険者は対象外であることが理解してさえいれば解ける問題でした(合格教科書 p160)。

更生保護制度は、問題 147 の更生保護に関するベーシックな問題にはじまり、仮釈放や生活環境の調整、医療観察法に関する問題など、目新しい特徴はなく、比較的難易度低めの問題が多かったのではないでしょうか。

今回も含め国試の過去数年間で感じることは、社会福祉士の資格取得後においても、虐待に関する条文、各種定義、調査報告、事業内容などの知識は重要であること、高齢者でも児童でも「地域包括」というキーワードが鍵になってくること、福祉全般が関わる社会や家庭環境の変化は国試に直結していることを意識しながら望むことが求められているといえるでしょう。